

受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する取扱いについて

平成 23 年 1 月 12 日決裁

厚生労働省通知「平成 17 年 9 月 5 日付健水発第 0905002 号【受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について】」に基づき、本市における取扱いは、下記のとおりとする。

記

1. 事前確認

受水槽式給水設備を直結給水方式の給水装置に変更する工事の承認を申し込む者（指定給水装置事業者が申し込み手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、事前に次の（１）～（３）に掲げる場合に依り、該当する事項を実施、確認する。

（１） 更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

① 既設配管の材質

- ・「給水装置の構造及び材質の基準」（以下、「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。
- ・構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管・給水用具に取り替える。
- ・埋込み等により確認が困難な場合は、図面にて確認する。

② 既設配管の耐圧試験

- ・受水槽以下設備を直結給水方式に切替える場合の試験水圧は 1.00MPa とし、1 分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

③ 水質試験

- ・直結給水への切替え前において、水道法第 20 条第 3 項に規定する者による水質試験を行い、水道法第 4 条に定める水質基準を満足していることを確認する。
- ・採水方法は、毎分 5 L の流量で 5 分間流して捨て、その後 15 分間滞留させたのち採水するものとする。
- ・試験項目は味、臭気、色度、濁度とする。

（２） 更生工事を施行した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

① 既設配管の材質

- ・ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法、塗料、工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。
- ・なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

② 既設配管の耐圧試験

- ・受水槽以下設備を直結給水方式に切替える場合の試験水压は 1.00MPa とし、1 分間水压を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

③ 浸出性能確認の水質試験

- ・適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分 5 L の流量で 5 分間流して捨て、その後 15 分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水を全て入れ替えた後の水を対象水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更正工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。

（3）更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法・施工状況が確認できない場合

① 既設配管の耐圧試験

- ・受水槽以下設備を直結給水方式に切替える場合の試験水压は 1.00MPa とし、1 分間水压を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

② 浸出性能試験

- ・ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
- ・既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を 16 時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対象水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で 5 L の水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準別表第 1 のすべての項目とする。

2. 給水装置工事の申込み

受水槽式の給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の改造工事として取り扱う。なお、申込みに要する図書類は次のとおりとする。

図 書 類	(1)	(2)	(3)
給水装置工事申込書	○	○	○
水質試験成績証明書	○		
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写		○	
ライニングによる更生工施行時の施工計画書		○	
同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
直結切替誓約書（様式1）	○	○	○
その他水道事業者が指示した図書	○	○	○

注：表中の（1）（2）（3）は、本文の1. 事前確認に記述されている（1）（2）（3）のケースの工事をいう。

直結切替誓約書は（1）（2）（3）について、埋込み等により構造材質の確認が困難な場合があること及び管理者が耐圧試験の現地確認を行わないことから、申請者は、直結切替誓約書を申込み時に提出する。

3. 実施日

平成23年4月1日

(様式1)

直 結 切 替 誓 約 書

東松山市市水道事業

東松山市長

あて

私は直結切替工事（工事場所：東松山市）を
申し込むにあたり、給水装置の配管、材料等に問題が発生した場合は、一切
の責任を負い必要な措置を講じることを誓約致します。

なお、施工については指定給水装置工事事業者_____に
依頼します。

(以下自筆。法人の場合は社印及び代表者印)

平成 年 月 日

住 所_____

氏 名_____ 印